

1. 件名：川内原子力発電所及び玄海原子力発電所の地震等に係る新規制基準
適合性審査に関する面談

2. 日時：令和5年10月27日（金） 13時45分～14時00分

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁：名倉安全規制調整官、他4名

九州電力株式会社：テクニカルソリューション統括本部 土木建築本部

執行役員 赤司副本部長 他5名

5. 要旨

(1) 九州電力（株）から、令和3年8月23日に申請のあった玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の設置変更許可申請（標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る変更）並びに、令和3年4月26日に申請のあった川内原子力発電所1号炉及び2号炉の設置変更許可申請（標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る変更）について、本日提出された補正申請書において補正が行われた項目及びその概要について説明があった。

(2) 原子力規制庁から、現在、まとめ資料について会合での議論が反映された上での説明が一部なされていない状況であり、引き続き説明を行うことを求めた。また、必要に応じて申請書に反映する必要があることを伝えた。

なお、提出された補正申請書については、今後、まとめ資料と合わせて確認を行っていく旨伝達した。

6. 提出資料

- ・ 設置許可申請書の一部補正について
- ・ 玄海原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）本文及び添付書類の一部補正のうち添付書類

六・・・非公開

- ・川内原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）本文及び添付書類の一部補正のうち添付書類

六・・・非公開

※ 提出資料の一部は、行政機関の保有する公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。